

## 大会の出場選手の画像や映像等の配信について

### 【対象とする大会】

- ①北海道スキー技術選手権大会 兼 全日本スキー技術選手権大会北海道予選会
- ②北海道マスタースキー技術選手権大会
- ③北海道ジュニアスキー技術選手権予選会
- ④北海道ジュニアスキー技術選手権決勝大会
- ⑤北海道スノーボード技術選手権大会
- ⑥北海道ジュニアスノーボード技術選手権大会

対象とする大会における報道・商業目的の取材、並びに保護者・所属団体・一般観客の会場内での撮影及びインターネットへの動画等投稿については、以下のとおりとします。

### ＜大会出場者の肖像権及び配信について＞

大会の普及を目的として、大会中の画像や映像を各種媒体（映像媒体、紙媒体、ウェブ媒体などを含む）にて配信することができます。ただし、他者の権利侵害を防ぐため、以下のとおりとします。

#### 1 ライブ配信の禁止

大会期間中のライツホルダー以外のライブ配信（L I V E配信）は、メディア・一般観客を問わず、一切禁止とします。

#### 2 ノンライツホルダーの配信制限（報道機関及び、メーカーや選手主宰によるメディアについても同様）

- （１）各日３分以内（総尺）の報道目的の配信・掲載のみ可能とします。
- （２）競技終了後以降、３日以内の配信・掲載開始のみ可能とします。
- （３）上記（２）の期間内に配信・掲載開始したものは期間後も削除は不要とします。
- （４）大会終了後、半年後には制限なしで配信・掲載を可能とします。
- （５）収益目的（アフィリエイトなど含む）のサイトにおける配信・掲載は一切不可とします。

（例）YouTubeなどの広告機能の活用が可能なサイトでの配信・掲載は一切不可

- （６）上記ルール違反が発覚した際は、大会実行委員会及び（公財）北海道スキー連盟より配信停止及び削除依頼を通知します。また、次年度以降の撮影・配信・掲載を一切認めないものとします。

#### 3 免責事項及びプライバシー保護

- （１）他の出場者のプライバシーを侵害したり、大会運営の妨げになったり、競技の安全性を確保できない配信は禁止とします。
- （２）他の出場選手の肖像使用や映り込みについては、必ず事前に該当者の同意を得てください。配信においてトラブルが発生した際は、当事者間で解決することとし、主催者は一切の責任を負いません。

### ＜報道・商業目的の取材（プレス登録）＞

#### 1 取材資格

次に該当し、かつ事前に本連盟又は主催者（および運営連盟）より許可を得た者に限ります。

- (1) 公的報道性があると認められる媒体（ＴＶ、ラジオ、新聞、雑誌、及び法人格を有するＷｅｂメディア等）と契約がある 18 歳以上の者。
- (2) 大会にご協賛いただいている企業や、ＳＡＪ公式用具委員会基礎プールに登録しているＯＳ（公式サプライヤー）から委託を受け、プロモーション目的で撮影・取材を行う者。
- (3) その他、主催者が特に認めた者。

## 2 制限・禁止事項（プレス）

- (1) 個人運営のブログ、ＳＮＳ、動画配信チャンネル等での取材は、公的報道性がないと判断される場合、登録を認めません。
- (2) スノーモービルやドローンを使用した取材・撮影は原則禁止とします（主催者及び運営連盟が特別に許可した場合を除く）。
- (3) 写真・動画の販売、特定の選手への有償配布、サポート企業等の宣伝を目的とする場合は、その媒体がスノースポーツの周知・普及を目的とした場合や、当該大会の特集雑誌・ＤＶＤ販売など主催者が定める権利料を支払う場合など、大会スポンサーにおいて特別に認められる場合に限りします。

## 3 申込方法・審査

- (1) 取材希望者は、大会ごとに定められた期間内に、指定の「取材申込書」「取材企画書」を主催者（及び運営連盟）事務局へメールにて提出して下さい。
- (2) 審査の上、許可された者には大会受付にて「許可証（プレスカードまたはプレスビブ）」を交付します。会場内では必ずこれを着用してください。

### <保護者・所属団体・一般観客による撮影について>

選手・保護者・大会役員及び一般観客のプライバシー保護、並びに権利侵害に伴う紛争（トラブル）防止のため、一般来場者の撮影及び映像の取り扱いについて以下の通りとします。

## 1 撮影の範囲

- (1) 保護者、家族、及び所属クラブ等の関係者が、「自らの家族（選手）」又は「自らの所属団体の選手」を対象に、私的記録を目的として撮影する場合に限り、事前申請なしでの撮影を認めます。
- (2) 自らの家族や所属選手のみが写っている映像であっても、背景等に他者が大きく映り込んでいる場合は、必ずモザイク処理等のプライバシー対策を施してください。
- (3) インターネット上への投稿・掲載にあたっては、本要項に定める配信ルールを遵守してください。

## 2 現場での遵守事項

- (1) 競技エリア（コース内、セパレート内）への立ち入り、及び大会役員の指示に従わない場所での撮影は厳禁とします。
- (2) 三脚や一脚を使用する場合は、他の観客の視界を遮らないよう配慮し、安全な場所に設置して下さい。

### <違反者への対応及び免責事項>

## 1 要項違反への処置

本要項、又は大会役員の指示に従わない場合は、撮影の中止、会場からの退場、及び撮影データの消去を求めることがあります。また、悪質な場合は次回以降の大会への入場・取材を拒否します。

2 肖像権に関する同意

大会へのエントリーをもって、主催者又は主催者が認めたメディアが撮影した競技中の写真・映像が、連盟公式ウェブサイト、広報誌、報道等に使用されることに同意したものとみなします。

3 紛争（トラブル）への免責

一般観客（保護者等）同士の撮影・投稿を巡る紛争（トラブル）について、本連盟及び主催者（及び運営連盟）は一切の責任を負わないものとします。必ず当事者間で解決を図ってください。

4 傷害保険

取材・撮影中の事故、怪我等については、各自が加入する傷害保険等で対応するものとし、主催者は一切の責任を負いません。

【SAJナショナルデモンストレーター等の撮影および映像の取扱いについて】

大会の前走(予定)を務める「SAJ ナショナルデモンストレーター」および「SAJデモンストレーター」（以下「デモンストレーター」という。）の滑走映像等の取扱いについて、以下のとおりとします。

（1）禁止事項

①SNS、動画共有サイト等への投稿

撮影した動画・静止画を、YouTube、TikTok、Instagram、X(旧 Twitter)、Facebook等のSNSやウェブサイトにアップロードする行為。

②ライブ配信(LIVE 配信)

YouTube LIVE、インスタライブ等による、滑走のリアルタイム配信。

③商用利用

許可なく映像を販売、または自社等の宣伝広告等に利用する行為。

（2）許容される範囲

①観覧者による撮影・鑑賞は「個人が私的に楽しむ目的」に限り認めます。撮影した映像・画像を第三者が閲覧可能な状態にする行為(インターネット投稿、共有リンク公開等)は一切認められません。

（3）法的根拠

デモンストレーターの氏名・肖像および実演には、以下の法的保護が及ぶ可能性があります。

①著作権法上の実演家の権利(著作権法第 91 条・第 92 条)

実演の録音・録画および公衆送信等に関する権利

②肖像権およびパブリシティ権(判例法上の保護)

氏名・肖像等の無断利用による経済的利益侵害

※これらの権利は、関係する権利者および SAJ により管理されています。

（4）違反行為への対応

禁止行為が確認された場合、主催者は投稿削除の要請、関係機関への報告、その他必要な措置を講じることがあります。